

随意契約理由書

1 業 務 名	設計基準第 2 部改定検討業務
2 業 者 名	阪神高速技研株式会社
3 随意契約理由	本業務は、設計基準の改定に関する業務であり、その円滑かつ効率的な実施のためには、当社の技術的知見、過年度より収集してきた他機関の事例などの情報及びこれまでに整理した当社の設計基準等の課題を熟知していることに加え、当社の業務、諸技術基準（改定経緯も含む）、管理規定等に精通した上で、当社の意図を的確かつ迅速に反映し、技術及びノウハウの蓄積と品質及びコストパフォーマンスの向上を図れることが必要である。 阪神高速技研(株)は、当社の経営戦略、方針に基づき、当社のグループ会社として、当社と一体となって業務を実施するために設立された会社であり、当社の管理する構造物、施設の状況、基準・規定を熟知し、当社の技術的知見や他機関の情報を有しているばかりでなく、当社の設計基準等の課題解決に向けた提案・検討を行うことができ、共通の経営目的をもって業務を行い、技術及びノウハウの蓄積と品質及びコストパフォーマンスの向上を図っている。 よって、同社は、他者よりも本業務を適切かつ効率的に実施できるものと考えられるため、阪神高速道路株式会社契約規程第 2 条第 1 号の規定により随意契約とする。 以上
阪神高速道路株式会社契約規程第 2 条第 1 号の規定による。	